

●保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の人は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割額 () 内は前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	→ 5,147円 (約 400円増)
33万円	8.5割軽減	→ 7,720円 (約 600円増)
33万円 + (24万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	→ 25,736円 (約 1,900円増)
33万円 + (45万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	→ 41,177円 (約 3,000円増)

※軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の人	軽減割合
所得から33万円を引いた額が 58万円以下の人	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった人の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの人が加入している健康保険）の被扶養者だった人は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

●年間保険料額の例

単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	年間保険料 (前年度比)
80万円	9割	-	5,100円 (400円増)
168万円	8.5割	5割	15,600円 (500円増)
203万円	2割	5割	67,400円 (2,800円増)
213万円	2割	-	104,200円 (7,100円減)
214万円	-	-	115,600円 (3,200円増)

夫婦2人世帯（共に被保険者）で妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	年間保険料 (前年度比)
80万円	夫	9割	-	5,100円 (400円増)
	妻		-	5,100円 (400円増)
168万円	夫	8.5割	5割	15,600円 (500円増)
	妻		-	7,700円 (600円増)
217万円	夫	5割	-	93,000円 (13,000円減)
	妻		-	25,700円 (12,400円減)
258万円	夫	2割	-	151,600円 (7,500円減)
	妻		-	41,100円 (6,600円減)
259万円	夫	-	-	162,900円 (2,800円増)
	妻		-	51,400円 (3,700円増)

後期高齢者医療制度

保険料率を見直しました

〒北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

〒保健福祉課保険給付係 ☎ 84-2023

●保険料率が変わりました

被保険者の皆さんに納めていただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成26・27年度の新しい保険料率は次のとおりです。

	平成24・25年度	平成26・27年度
均等割 (被保険者が等しく負担)	(年間) 47,709円	→ (年間) 51,472円 (3,763円増)
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	10.61%	→ 10.52% (0.09ポイント減)
賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	55万円	→ 57万円 (2万円増)

●均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

所得が次の金額以下の世帯		
軽減割合	平成25年度まで	平成26年度以降
5割軽減	33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の人は該当しません	→ 33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数) ※単身世帯の人も該当になります
2割軽減	33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	→ 33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)

●保険料の計算方法（平成26年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

$$\text{均等割 } 51,472 \text{円} + \text{所得割 } (25 \text{ 年中の所得} - 33 \text{ 万円}) \times 10.52\% = \text{年間の保険料 } (100 \text{ 円未満切捨})$$

※年度途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※平成26年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

